

東京大学大学院農学生命科学研究科
応用生命化学専攻（土壌圏科学研究室） 教授 公募

1	職名	教授
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和7年7月1日以降のできるだけ早い時期
4	任期	なし
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	所属	大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 土壌圏科学研究室
7	業務内容	1) 研究領域：農芸化学および関連分野に貢献する土壌圏科学 2) 担当予定講義・演習： （学部）環境土壌学、土壌生態学、農芸化学概論Ⅰ・Ⅱ、生命化学・生命工学実習、生命化学・生命工学実験 （大学院）環境土壌資源論、生命化学フロンティアⅠ・Ⅱ、応用生命化学特別実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、応用生命化学演習、応用生命化学特別演習ほか 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了 34万円／月～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円／月まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 優れた研究業績ならびに教育能力を有し、学生の教育指導等を、熱意をもって積極的に行えること 3) 陸上生態系の基盤であり食糧生産を支える「土壌」の機能と仕組みを解明し、持続的な食糧生産や環境の保全に貢献するための先進的で卓越した研究を推進できること 4) 土壌学についての幅広い知識と経験を有しており、上記「業務内容」欄の講義・演習を担当可能なこと
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx 3) 研究業績目録 公表された原著論文、著書、総説、招待講演、特許、その他（本人にアンダーライン、コレスポンドイングオーサーに*を記すこと） 4) 教育業績目録（担当講義科目、非常勤講師等） 5) 社会貢献目録（学会活動、委員会活動等） 6) 競争的資金の獲得状況（過去10年程度） 7) 主要論文の別刷（あるいは PDF のプリントアウト）、10 編以内（各論文の独創的な点、注目すべき点、本人の寄与等を含めた概要（日本語）を添付すること。） 8) これまでの研究の自己評価（意義付け）と東京大学大学院農学生命科学研究科における研究の方針ならびに抱負（4000字以内）

		9) 東京大学大学院農学生命科学研究科における学部学生・大学院生の指導方針（2000字以内） 10) 応募者に関する参考意見を問い合わせることのできる方 2名の氏名・連絡先（住所、電話、メールアドレス等）
14	応募締切	令和7年2月25日（火）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生 1－1－1 東京大学大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 担当：永田宏次 TEL：03-5841-1117 E-mail：aknagata[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） 封筒に「教授 応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で送付のこと。 海外からの応募の場合は、応募書類の電子媒体の送付も可とする。送付の前に、一度上記メールアドレスへ連絡し、具体的な送付手順を確認すること。
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。 英語の能力を考慮します。